

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金 (短期入所協力事業(重点支援施設))について

国土交通省 物流・自動車局
保障制度参事官室

昨年度との変更点について

本補助事業をより有効に活用いただくため、申請手続き等について変更しました。
変更内容は以下のとおりです。

	令和 6 年度の取扱い	令和 7 年度の取扱い
申請期間	・ 令和 5 年度以前は、補助対象事業の完了期間ごとに細かく 7 回に分けて申請期限を設定していたところ、令和 6 年度は当初、通年で申請可能としていた。 ・ しかしながら、例年と比較して申請件数が極端に少なかったため、令和 6 年 12 月までに完了した事業については申請期限を 1 月末までとするよう途中で変更した。	申請手続き及び申請書類の修正手続きが年度末に偏ることを回避するため、令和 7 年度は、以下のとおり申請期限を設定することとした。 ① 令和 7 年 12 月 31 日までに完了する事業 → 申請期限：令和 8 年 1 月 20 日 ② 令和 8 年 1 月 31 日までに完了する事業 → 申請期限：令和 8 年 2 月 16 日 ③ 令和 8 年 3 月 31 日までに完了する事業 → 申請期限：令和 8 年 3 月 16 日
補助上限額 1,000 万円の 内訳	1 施設あたりの全ての補助事業に係る経費の合計額としていた。	1 施設あたりの入所施設支援費、利用促進等事務費（意見交換会実施費のみ）、人材雇用費及び求人情報発信費に係る経費の合計額とし、意見交換会実施費以外の利用促進等事務費については、補助上限額を設けないこととした。ただし、全体予算の残額の範囲内に限る。

短期入所協力事業(重点支援施設)について

概要

在宅療養中の重度後遺障害者への短期入所利用時における医療的ケアの対応力向上や短期入所の利用促進を図るため、令和5年度より重点支援施設制度を創設。短期入所協力施設の中から夜間の医療的ケアに対応可能な施設を選定。選定された施設は短期入所協力事業における医療的ケアに係るトップランナーとして、遷延性意識障害や重度の脊髄損傷に対応した医療的ケアに係る知見を報告し、その成果を重点支援施設同士、他の協力施設とのヨコ展開を図る。

補助対象事業者

「重点支援施設」として国土交通省が指定した障害者支援施設等（全国に10カ所。R7.4月現在）

※入所施設支援費については、令和7年度中に在宅重度後遺障害者の受入実績又は具体的な受入見込みがあること

補助額・補助率

上限1,000万円（1施設当たりの入所施設支援費、利用促進等事務費（意見交換会実施費のみ）、人材雇用費及び求人情報発信費に係る経費の総額）・定額

補助対象事業の内容

※ただし、本補助金の交付状況（全体予算の執行状況）等により、協力施設ごとの上限額等を変更・設定することがある。

① 入所施設支援費

特殊浴槽、介護用車イス、介護用ストレッチャー、介護用リフト、病室内監視カメラ装置、意思伝達装置、褥瘡防止対策用具、痰吸引装置、扇風機、空気清浄機等、主に短期入所する在宅重度後遺障害者に使用する介護器具・用具等の導入に係る経費



（医用テレメーター）



（フルクライニング車いす）

② 利用促進等事務費

- イ 研修等経費 在宅重度後遺障害者の短期入所に関する治療・介護の知識・技術等の向上を図るための研修等への参加や開催に係る経費
- ロ 備品類導入費 在宅重度後遺障害者の短期入所に関する治療・介護の知識・技術等の向上を図るための介護図書等の備品類の導入に係る経費
- ハ 広報活動費 短期入所の利用促進等の向上を図るための広報活動に係る経費
- ニ 短期入所プラン作成費 短期入所前の在宅家庭訪問（在宅療養生活の実態把握）等の実施による入所計画表の作成等に係る経費
- ホ 移送サービス費 短期入所時又は退所時の移送サービスの実施による車賃等に係る経費
- ヘ 意見交換会実施費 重点支援施設意見交換会の実施による報告書の作成等に係る経費

③ 人材雇用費

在宅重度後遺障害者の医療的ケアに従事する医師、看護師、介護福祉士及び認定特定行為業務従事者に係る経費

④ 求人情報発信費

在宅重度後遺障害者の医療的ケアに対応するために新たな職員を雇用するための求人情報の発信に係る経費

※入所施設支援費以外の経費については、令和7年度中の在宅重度後遺障害者の受入実績または具体的な見込みがあることを要件とはしていませんが、重点支援施設としての広報活動等を行っていただくようお願いいたします。


補助上限額の設定なし

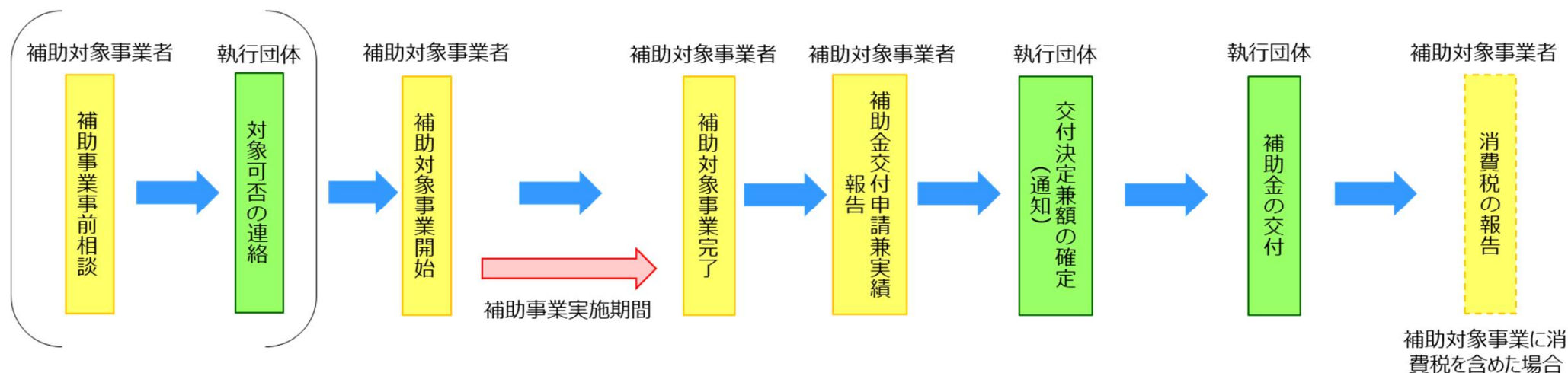
補助金の補助対象期間と申請期限について①

補助事業の対象期間と申請期限①

補助金交付要綱に基づく「実施した補助対象事業の期間」及び「補助金交付申請書の申請期限」のうち、①入所施設支援費、②利用促進等事務費について、令和7年4月から令和8年3月までに補助対象事業を完了した場合については、以下のとおりとします。なお、補助金の交付状況（全体予算の執行状況）等により、補助金の交付の取り止め（補助金交付の終了）等を行う場合があります。

	補助対象事業	申請期限
第1回	令和7年4月から12月末日までの間	令和8年1月20日(火)
第2回	令和8年1月から1月末日までの間	令和8年2月16日(月)
第3回	令和8年2月から3月末日までの間	令和8年3月16日(月)

補助金の交付までの基本的な流れ



事前相談

入所施設支援費、研修等経費（独立行政法人自動車事故対策機構法 13 条 3 号に規定する施設における研修、施設見学及び講演会等の出席等に伴う旅費及び雑費を除く。）、備品類導入費及び広報活動費については、事業完了後に補助事業が対象外であることが判明するリスクを回避する観点から、事業に着手される前に補助事業の対象となるかどうか、「自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局」まで事前にご相談いただくことを推奨しております。（事前相談）

※なお、事前相談なしでも申請は可能ですが、事前相談をいただいていない場合、実施いただいた事業が補助対象外であった場合、補助金の交付が出来なくなります。

補助金の補助対象期間と申請期限について②

補助事業の対象期間と申請期限②

補助金交付要綱に基づく「実施した補助対象事業の期間」及び「補助金交付申請書の申請期限」のうち、③人材雇用費、④求人情報発信費における補助対象期間及び申請期限は以下のとおりとします。なお、補助金の交付状況（全体予算の執行状況）等により、補助金の交付の取り止め（補助金交付の終了）等を行う場合があります。

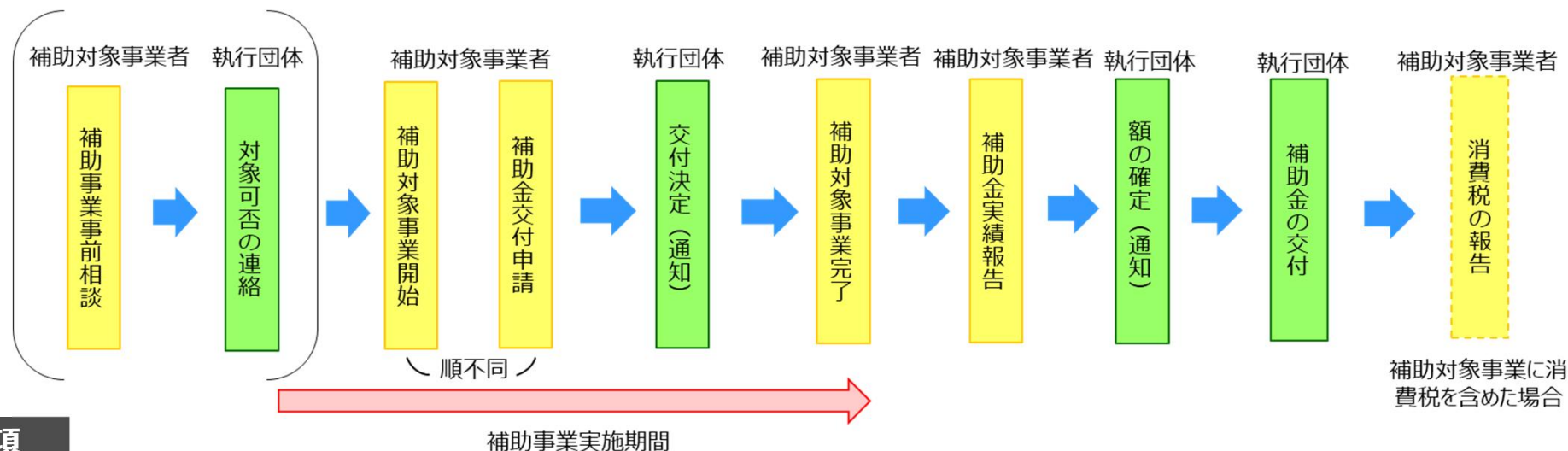
補助事業の対象期間

令和7年4月から令和8年3月まで

交付申請期限

随時申請可能（最終交付申請期限は令和8年2月6日）

補助金の交付までの基本的な流れ



留意事項

- 本補助事業の対象期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。本期間中に、③人材雇用費（「短期入所を利用する在宅重度後遺障害者の医療的ケアに従事している医師、看護師、介護福祉士、認定特定行為業務従事者（以下「職員」という。）に係る経費」）、④求人情報発信費（「短期入所を利用する在宅重度後遺障害者の医療的ケアに対応するために新たな職員を雇用するための求人情報の発信に係る経費」）の補助事業が実施可能となります。
- なお、事業完了後に補助事業が対象外であることが判明するリスクを回避する観点から、事業に着手される前に補助事業の対象となるかどうか、「自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局」まで事前にご相談（事前相談）いただくことを推奨しております。（事前相談なしでも申請は可能ですが、事前相談をいただいていない場合、実施いただいた事業が補助対象外であった場合、補助金の交付が出来なくなります。）
- 本補助事業の対象期間内において交付申請書及び必要書類一式を提出いただき、補助金事務局より交付決定の通知を行います。（この時、交付申請書の提出と補助事業の開始はいずれが先でも構いません。）
- 補助事業が完了したのち、実績報告書及び必要書類一式を補助金事務局へ提出いただく必要があります。実績報告書は補助対象事業の完了後、速やかにご提出いただきますようお願いいたします。

入所施設支援費の対象となる介護器具・用具等①

入所施設支援費の対象となる介護器具・用具等(その1)

「入所施設支援費」については、在宅重度後遺障害者が安心・安全に短期入所することができるよう、在宅重度後遺障害者及びその家族等のニーズに適した入所施設の充実等を図るために、介護器具・用具等の導入に係る経費に対して支援するもの。補助対象となる主な介護器具・用具等の例は、以下のとおり。

【特殊浴槽】

利用者の症状（状態）に応じて、浴槽が自動で上下するなどにより、清潔の維持や肉体的・精神的なリラクゼーションを与えるための入浴が可能となる特殊浴槽一式（写真は一例）



（特殊浴槽）

（入浴サポートストレッチャー）

【特殊浴槽 価格：300～410万円】

【ストレッチャー 価格：80～130万円】

【監視カメラ装置】

特に看護師等の人員配置が手薄となる夜間において、24時間入所者の状況変化等を把握・見守ることが可能となる居室内監視カメラ装置一式（写真は一例）



【価格：50～130万円】

【褥瘡(床ずれ)予防対策用具】

寝たきりの状態は、自らの体重の集中する部位の骨と寝具に挟まれた皮膚組織が圧迫され、血の流れが悪くなり、皮膚やその下にある組織が壊死する外傷（褥瘡）を引き起こすため、自動的に圧力変化や体位変換を行う用具（写真は一例）



（マットレス）

（ピロー）

【価格（マットレス）：10～15万円】

【フルクライニング車イス】

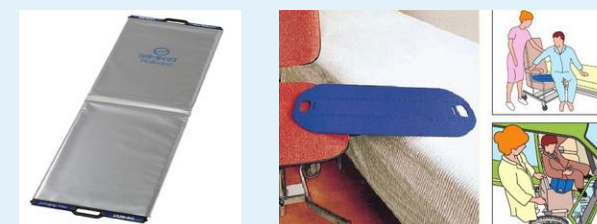
頭から足先までを支え、ベッド等への移乗時にはリクライニングすることで、利用者の肉体的な負担を軽減することが可能となる車イス（写真は一例）



【価格：20～40万円】

【移乗・体位交換補助用具】

入所者の移乗（ストレッチャーや車イスからベッド等）やベッド上での体位交換を安全かつ円滑に行うための補助用具（写真は一例）



（ロールボード）

（スライディングボード）

【価格：2～15万円】

【災害用発電器】

地震や大雨などの災害時に十分な電源を確保することができる発電器



【価格：5～20万円】

入所施設支援費の対象となる介護器具・用具等②

入所施設支援費の対象となる介護器具・用具等(その2)

【意思伝達装置等】

発音・発語だけでなく、運動障害が重度な状態にある入所者が手や足のわずかな動き、瞬き、舌の動きなどでスイッチを操作し自分の意思を具体的に伝える装置（写真は一例）

○意思伝達装置



【価格：15～80万円】

○入力装置（スイッチ）



（まばたきセンサースイッチ）



（プレススイッチ）

【価格：1～5万円】

【痰（たん）吸引装置】

自力で痰（たん）を排泄できない入所者は、呼吸困難や抵抗力の低下による肺炎などの感染症を引き起こすため、気道内・気管内にある分泌物等を強制的に吸引して排泄させる装置（写真は一例）



【価格：10～15万円】

【医用テレメーター】

複数の入所者の心電図、心拍数、呼吸数、体温、血圧等の生体情報を持続的かつ同時に監視することができる装置であり、無線式では離れた場所（事務室等）で監視することが可能（写真は一例）



【価格：200～250万円】

【姿勢保持訓練器具】

自力で姿勢を保つことができない入所者に対して、座位や立位を保持することで関節可動域制限の予防・改善、筋力増強、循環改善や五感への刺激を目的として使用する器具（写真は一例）



（チルトテーブル）



（足関節訓練起立板）



（座ろうくん）



（トリートメントテーブル）

【価格（チルトテーブル）：110～280万円】

【（座ろうくん）：8～10万円】

【パルスオキシメーター】

測定部分を指先や耳などにつけて、侵襲せずに脈拍数や経皮的動脈血酸素飽和度（SpO₂）等を測定する装置（写真は一例）



【価格：10～15万円】

入所施設支援費の対象となる介護器具・用具等③

入所施設支援費の対象となる介護器具・用具等(その3)

「入所施設支援費」については、在宅重度後遺障害者及びその家族等のニーズに適したリハビリテーションの充実等を図るために、リハビリ機器の導入に係る経費に対して支援するもの。補助対象となる主なリハビリ機器の例は、以下のとおり。

【電気刺激装置】

脳からの運動指令によって生じる筋肉の活動を電気信号として読み取り、弱まった運動指令を補うように麻痺のある筋肉に電気刺激を与える装置一式（写真は一例）



【価格：63万円】

【能動型展伸・屈伸回転運動装置】

利用者の症状（状態）に応じて、歩行状態の判断や改善策の検討をサポートすることで、療法士の業務負担を軽減しながら利用者により効率的な歩行練習が可能となる装置（写真は一例）



【価格：2,650万円】

【生体信号反応式運動機能改善装置】

下肢に障がいがある方々や、脚力が弱くなった方々を対象に、機器を装着して身体機能を改善・拡張・補助し、利用者の意思を感知し状態に合わせて、立ち上がり・歩行などのサポートを行なう装置（写真は一例）



【価格：555万円】

【能動型上肢用他動運動訓練装置】

脳血管疾患、整形疾患などによる上肢運動機能に障害がある方を対象に、電気・振動刺激を併用しながら、上肢（肩・肘）の運動をサポートする装置（写真は一例）



【価格：約900万円】



【価格：約400万円】



【価格：約300万円】

利用促進等事務費の具体的内容①

①研修等経費（療護センターの研修等の参加等に係る経費）

事業内容

独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）が設置・運営している療護センターにおける研修や施設見学、講演会等の出席に伴う旅費及び雑費、協力施設が主催する講演会等の実施に伴う講師派遣への謝金及び旅費、会議費等に係る経費。

ただし、補助対象事業者が所有する自家用車以外の自家用車使用に伴う旅費及び雑費については補助対象外。

なお、補助対象経費における旅費等の積算にあたっては、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」等の規定に準ずること。

以下の研修等以外については、当該研修等への参加や開催が補助対象となるかどうか、事前にご相談ください。

【事前相談対象外の研修等】

- ・ 独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）が設置・運営している療護センターにおける研修

②備品類導入費（介護図書等の備品類の導入に係る経費）

事業内容

入所施設支援費（介護器具・用具等）以外の備品類であって、重度後遺障害者の短期入所に関する介護の知識・技術等の向上を図るために 必要な介護図書、テキスト、DVD（ソフト）等の備品類の導入に係る経費。

ただし、事務用品、事務機械類（パソコン、大型計算機、コピー機、ファクシミリ等）及び事務用什器類（事務机、書架、大型金庫等）は除く。

※介護図書類以外の備品類の導入については、入所施設支援費（介護器具・用具等）のように補助金の交付に関する要件を特段付していませんが、当該備品類の導入が補助対象となるかどうかなどについて事前にご相談ください。

③広報活動費（短期入所協力事業等の広報活動に係る経費）

事業内容

在宅重度後遺障害者及びその家族を中心に、本制度概要、協力施設の概要（実施しているサービス、短期入所の定員数、介護体制等）、短期入所した際に受けられるサービス内容、短期入所の申し込み方法等、協力施設における短期入所の利用促進等の向上に資する広報活動に係る経費。

ただし、新聞・雑誌等への広告掲載において、制度概要等が詳細に掲載（周知）されないものは除く。

【広報活動の具体例】

- ①協力施設における短期入所に関するパンフレット・冊子・チラシ・Webページ等の作成及び配布
- ②協力施設担当者が在宅重度後遺障害者の自宅や関係機関等に直接訪問して行う周知活動 等

利用促進等事務費の具体的内容②

④短期入所プラン作成費（短期入所前の自宅訪問（在宅療養生活の実態把握）等に係る経費）

事業内容

在宅重度後遺障害者及びその家族が安心して協力病院における短期入所が利用できるよう、協力施設担当者による短期入所する前までの期間において、きめ細やかな事前調整（コーディネート）等に係る経費。

具体的には以下の2項目（①及び②）をいずれも実施したことによる経費とし、以下の2項目を実施したものの、結果的に協力施設の短期入所の受け入れまで至らなかった場合であっても補助対象とする。

【補助対象となる2項目】

①協力施設担当者（看護師、生活支援員等）が、短期入所を希望した在宅重度後遺障害者の病状、在宅療養生活の現状、在宅重度後遺障害者やそのご家族における短期入所期間中に受きたいサービス内容等を把握するため、短期入所前に在宅家庭訪問を実施したことに係る経費

②在宅重度後遺障害者の現状把握等に基づき、短期入所した場合に協力施設において実施する予定のサービス内容等を記載した「短期入所の入所計画表（短期入所プラン）」の作成（交付）に係る経費

短期入院プラン作成費の考え方

例）看護師1名、MSW1名が重度後遺障害者のご自宅を訪問し、短期入院プランを作成した場合

看護師等：22,941円（看護師等の積算単価）×1名＝22,941円

MSW：17,154円（MSW等の積算単価）×1名＝17,154円

（※参考：令和5年度積算単価表）

一名当たりの交通費（実費）：【例】500円（在宅家庭一か所あたり）×2名＝1,000円

（※複数回、在宅家庭を訪問した場合であっても交通費の積算は1回とします。）

プラン作成費：2,000円（プラン1件当たり）×1件＝2,000円

補助対象経費（合計）：43,095円

⑤移送サービス費（入所時及び退所時の移送に係る経費）

事業内容

在宅重度後遺障害者の短期入所の入所時及び退所時の協力施設担当者及び車両による移送サービスの実施に伴う車賃及び雑費に係る経費。ただし、協力施設所有の車両による移送サービスに限る。

⑥意見交換会実施費（重点支援施設間における意見交換会の実施による報告書の作成等に係る経費）

事業内容

重点支援施設間における意見交換の場で事例報告等をする際の報告書作成費、作成等に係る職員の人件費等に係る経費。

人材雇用費・求人情報発信費の具体的内容

背景

利用者のニーズ（令和3年8月「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」報告書より）

- ・夜間の医療行為や社会的行動障害への対応が可能な施設が限定的。
- ・脳損傷の場合は**喀痰吸引・経管栄養**、服薬への対応が必要な方が多く、次いで気管切開をされている方も一定数いることが判明するとともに脊髄損傷の場合には、大半の方が**導尿カテーテル**への対応を必要とされ、次いで服薬への対応が必要とされる方がいることが判明。

人材雇用費の補助制度のポイント

- ・医療的ケア※に従事している職員に対する給与総支給額、賞与及び雇用主が負担する法定福利費を補助

短期入所を利用する在宅重度後遺障害者の医療的ケアに従事している以下の職員

- ・医師、
- ・看護師、
- ・介護福祉士、
- ・認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条に規定する第一号研修又は第二号研修を修了した者。）

であって、給与総支給額、賞与及び雇用主が負担する法定福利費を補助。

※医療的ケアとは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）において、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰かくたん吸引その他の医療行為をいう。

求人情報発信費の補助制度のポイント

- ・医療的ケアに対応するために新たな職員を雇用するための求人情報の発信に係る経費を補助

短期入所を利用する在宅重度後遺障害者の医療的ケアに対応するために新たな職員を雇用するための求人情報の発信に係る以下の経費

- ・就職情報サイト掲載料、
- ・職業紹介手数料、
- ・新聞広告、
- ・パンフレット等の作成費、
- ・その他求人情報の発信を主目的とした経費

であって、国土交通省が認めるものであり、かつ、原則として契約価格10万円以上である経費を補助。

(1) 短期入所協力事業実施要領及び実施手順書の整備

各地域における協力施設とナスバの連携を強化することを目的とし、

- ・短期入所協力事業実施要領（モデル案）
- ・実施手順書（モデル案）

を作成しております。

モデル案を踏まえ、各協力施設で実施要領及び実施手順書を整備いただき、事業の円滑な実施を進めていただきますよう、お願いいたします。

(2) ナスバへの「短期入所連絡票」の提出

令和7年度の受入実績の報告についても、引き続き実施手順書の別添様式「短期入所連絡票」を各病院所在地を管轄するナスバ支所へ提出いただくことになります。短期入所を受け入れるごとに、忘れずにナスバへ「短期入所連絡票」のご提出をお願いします。

(3) ナスバの訪問支援について

ナスバでは、介護料受給資格者や介護者に対する精神的支援の充実を図るため、ナスバ職員が介護料受給資格者宅を直接訪問し、日頃の介護に関する相談や各種情報の提供を行っております（訪問支援）。

また、短期入所の利用を促進するため、あらかじめ協力施設の詳細情報を入手し、訪問支援時に介護料受給資格者や介護者に対して協力施設の概要等を説明するなどの積極的な案内を行うこととしております。

そのため、今後、貴施設の地域を管轄するナスバ主管支所又は支所におきまして、介護料受給資格者や介護者に貴施設を紹介するために必要な情報をお伺いすることがありますので、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。